○国土交通省令第四十七号

公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百号）の施行に伴い、並びに公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第四項、第二十七条第六項及び第五十二条の規定に基づき、公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（公営住宅法施行規則の一部改正）

第一条　公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（削除）	**第七条**　削除
第七条　（略）	**第八条**　（略）
（法第十六条第四項の国土交通省令で定める者）	
第八条　法第十六条第四項の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。	（新設）
一　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知症である者	
二　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者	
三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五条に規定する精神障害者（前号に掲げる者を除く。）	
四　前三号に掲げる者に準ずる者（法第十六条第四項の国土交通省令で定める方法）	
第九条　法第十六条第四項の国土交通省令で定める方法は、入居者の雇主、取引先その他の関係人に報告を求める方法又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める方法とする。	（新設）
第十条　（略）	**第九条**　（略）
第十一条　（略）	**第十条**　（略）

（法第二十七条第六項の規定による承認）

第十二条　（略）

一　（略）

二　当該承認を受けようとする者に係る当該承認の後における収入が令第九条第一項に規定する金額（法第二十九条第二項の規定により事業主体が条例で公営住宅の明渡しの請求に係る収入の基準を別に定める場合にあつては、当該条例で定める金額）を超える場合

三　（略）

2　（略）

（管理の特例に係る技術的読替え）

第十八条　法第四十七条第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が公営住宅又は共同施設の管理を行う場合においては、第十条、第十一条及び第十二条第一項中「事業主体」とあるのは、「地方公共団体又は地方住宅供給公社」とする。

（権限の委任）

第二十四条　法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる権限（第二号に掲げる権限にあつては、公営住宅建替事業により公営住宅又は公営住宅及び共同施設の存していた土地に近接する土地に新たに公営住宅又は公営住宅及び共同施設を建設する場合に係るものに限り、第七号及び第八号に掲げる権限にあつては、法第十一条第二項の規定により国土交通大臣が自ら国の補助金の交付の決定を行う又は行つた事業に係るものに限る。）については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一～九　（略）

十　令第十三条第一項後段の規定による承認をすること。

（法第二十七条第六項の規定による承認）

第十一条　（略）

一　（略）

二　当該承認を受けようとする者に係る当該承認の後における収入が令第九条第一項に規定する金額を超える場合

三　（略）

2　（略）

第十二条　削除

（管理の特例に係る技術的読替え）

第十八条　法第四十七条第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が公営住宅又は共同施設の管理を行う場合においては、第九条、第十条及び第十一条第一項中「事業主体」とあるのは、「地方公共団体又は地方住宅供給公社」とする。

（権限の委任）

第二十四条　法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第一号及び第六号から第八号までに掲げる権限（第七号及び第八号に掲げる権限にあつては、法第十一条第二項の規定により国土交通大臣が自ら国の補助金の交付の決定を行う又は行つた事業に係るものに限る。）については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一～九　（略）

十　令第十二条第一項後段の規定による承認をすること。